

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	逢瀬町多田野地区 (第一区、第二区、第四区、第五区、 赤南、上下白岩、別所、久保原)	令和3年8月30日	令和6年3月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	574.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	291.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	80.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	72.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

逢瀬町多田野地区の農地の現状については、70才以上で後継者未定の耕作面積が39.6ha、後継者不明の農地が3.6haであり、現状後継者未定及び不明の農地については中心経営体が引き受け可能だが、中心経営体の高齢化も進んでいるため、今後地区の農業を守り維持していくために後継者の確保、育成が必要である。

【地域の話合いにおいて抽出された課題】

①現在の担い手の中心層は60代～70代と若手の農業者が少なく、将来に向けて地域の農地を任せられる担い手の不足が予測される。担い手が減少すれば、農地の維持管理が行き届かなくなり、耕作放棄地が発生する不安がある。

②基盤整備未実施の地区は借り手がない。

③遊休化した農地は回復に時間や費用がかかり、借り手もつかず、有害鳥獣の隠れ場所となってしまう。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者11経営体、認定新規就農者2経営体及びその他3経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置付け農地の集積・集約化により効率的に活用していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 法人 15 経営体	水稲ほか	170.2 ha	水稲ほか	242.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- |  |
|--|
| <p>・ 担い手への農地集積・集約化及び農地中間管理機構の活用方針等<br/>地域の農業者が様々な事情により営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、担い手への農地の集積・集約化を進めていく。<br/>また、集落営農組織の立ち上げや法人化等を検討していく。</p>   |
| <p>・ 地域農業全体について<br/>多面的機能支払組織及び中山間直接支払組織等の活動として農道、用排水路等の維持管理等を継続し、さらに活動エリアの拡大等により、担い手が効率的な農作業を行っていきける環境を整えていく。<br/>併せて休耕地の草刈りなども実施することで遊休農地の発生を防ぐとともに有害鳥獣の居場所をなくし、電気柵等の面積拡大をすることで獣害の発生も予防していく。</p> |
| <p>・ 担い手の育成確保等<br/>新規就農者や、後継者、定年帰農者などの情報を地域で共有し、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、また、ライスセンターの活用も進めていく。<br/>農業用機械や施設等の導入、更新等の際には積極的に補助事業等を活用していく。</p>  |
| <p>・ 災害対策の取組方針について<br/>近年の気候変動による水害等への対策のため、多面的機能支払制度等を活用しながら、農地所有者を含めた地域全体の取組みとして堀払い等を継続して行っていく。<br/>また、田んぼダムについて共同で取り組みを進めていくことで減災に対する意識を高め、周辺地域への浸水等の被害を軽減していく。</p>                             |
| <p>・ 基盤整備の取組みについて<br/>基盤整備未実施の地区は借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。</p>  |